

東京大学大学院情報理工学系研究科 知的情報処理英語プログラム特別選抜 出願資格タイプ B (2019 年 9 月入学)

東京大学大学院情報理工学系研究科 知的情報処理英語プログラム特別選抜 (2019 年 9 月入学) における出願資格タイプ B は、以下の条件をすべて満たすものとする。

この文書は東京大学本部が指定する東京大学フェローシップ奨励金の条件をできるだけ正確に反映したものであるが、万一齟齬がある場合は、東京大学本部の文書が優先する。

1. 外国人留学生 (出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) 別表第 1 に定める「留学」の留学資格を有する者) で、国費外国人留学生度実施要項 (昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定) に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

2. 原則として他の奨学金を受給している者および受給を予定していないこと。

① 授業料免除の併用は認めない。授業料免除の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、授業料免除申請の取り下げ手続きを行うこととする。

② 民間奨学団体等奨学金 (予定を含む) を合わせて受給することは原則として認めない。

③ 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費の申請を予定している者は妨げないが、本研究奨励費受給者になった場合は、前者の受給は辞退することとする。

なお、いずれの場合もタイプ B として出願することはできるが、合格となった場合に支援 (B) を辞退して入学することは可能であるものとする。

3. 原則として、直近 2 年間の学業成績が 2.30 以上であること。ただし、審査の結果これを満たさない志願者を採用することがある。

※ 学業成績は別紙 7 により算出すること。

4. 日本政府と国交のある国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は対象とならない。

5. 学歴

日本の大学院修士課程・博士後期課程の入学資格を有する者 (入学時点でこの条件を満たす見込みの確実なものを含む。)。入学資格は下記を参照のこと。

<https://www.i.u-tokyo.ac.jp/edu/entra/pdf/19master.pdf>

<https://www.i.u-tokyo.ac.jp/edu/entra/pdf/19doctor.pdf>

6. 原則として、以下の語学能力のいずれかの条件を満たすこと。

- (i) 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) の B2 ※以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- (ii) 日本の大学院修士課程または博士後期課程への入学資格を満たす教育課程 (上記 5 項参照) を、英語を主要言語として修了した者。
- (iii) (i) 相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者。
- (i) または (ii) の場合はそれを証明する書類が必要。(iii) の場合は事前面接を行うので、所定の日までに事前面接の希望の旨を連絡すること。

ただし、審査の結果これを満たさない志願者を採用することがある。

※CEFR B2 以上と認められる範囲：

- ・ケンブリッジ英語検定 160 以上
- ・実用英語技能検定 2300 以上
- ・GTEC Advanced/CBT 1190 以上
- ・IELTS 5.5 以上
- ・TEAP 309 以上
- ・TEAP CBT 600 以上
- ・TOEFL iBT 72 以上
- ・TOEIC (L&R + 2.5 * S&W) が 1560 以上

7. 健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

8. 査証取得

「留学」の在留資格で入学すること。すでに他の在留資格 (「永住者」「定住者」等) を有している場合は、「留学」に変更しなければ奨学金が受給できない。なお、修了時に改めて「永住者」等の在留資格を申請しても、当然には認定されないことを理解すること。

9. 奨励費の休止および再開

① 休学または1カ月以上の欠席 (1カ月以上にわたり日本を離れる場合も含む。) をする場合は、奨励金の支給を休止する。ただし、休学を伴わない留学、研究指導の委託、学術調査等により本学を離れる場合で、部局長、指導教員、東京大学本部長が認めた場合は支給を休止しないことがある。

② 前号の規定により奨励金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を届け出た場合、東京大学本部長は奨励金の支給を再開することができる。

10. 奨励費支給廃止事項

次の場合には、東京大学は奨励費の支給を廃止する。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨励費の一部またはすべての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨励費の支給を止めることもある。

- ① 退学または転学したとき。
- ② 停学の処分を受けたとき。
- ③ 学業成績が不良となったとき。
- ④ 毎年度の研究成果の報告を怠ったとき。
- ⑤ 奨励費を必要としない理由が生じたとき。
- ⑥ 前各号のほか、受給者として適切でない事実があったとき。

11. 報告義務

- (1) 受給者は、各年度末に研究経過報告書を提出しなければならない。
- (2) 住所、氏名、連絡先、その他重要な事項に変更があったときには、速やかに連絡しなければならない。
- (3) 奨励費を辞退するときには、速やかに連絡すること。

12. 問い合わせ先

〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院情報理工学系研究科国際交流室

E メール ist_oir@adm.i.u-tokyo.ac.jp